

## 1. 調査対象抽出条件及び立地回避区域の設定(一覧表)

## (1) 法規制

No.	区分	要素	基準	判定	立地回避の考え方
①	都市地域	都市計画区域・市街化区域・用途地域	市街化区域	-	第1次選定の条件としない。 市街化区域内については、用途地域毎の建築規制の内容を踏まえて、第2次選定で評価する。
			市街化調整区域	-	
			都市計画区域外	-	
②	農業地域	農業振興地域・農用地区域	農業振興地域外	-	第1次選定の条件としない。 農用地区域については、農用地除外の手続きが必要となる。
			農業振興地域を含む	-	
			農用地区域を含む	-	
③	森林地域	保安林・地域森林計画対象民有林・国有林	地域森林計画対象民有林区域を含む	-	水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため指定された保安林を回避する。
			国有林区域を含む	-	
			保安林区域を含む	回避	
④	自然公園地域	自然公園地域(普通・特別)内・外	自然公園地域外	-	優れた自然風景地である自然公園地域(国立公園、国定公園、県立自然公園)を回避する。
			普通地域を含む	回避	
			特別地域・特別保護地区を含む	回避	
⑤	自然保全地域	自然環境保全地域(普通・特別)内・外	自然環境保全地域外	-	自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要な自然環境保全地域を回避する。
			自然環境保全地域の普通地区(特別地区及び原生自然環境保全地域に含まれない区域)を含む	回避	
			自然環境保全地域の特別地区、原生自然環境保全地域を含む	回避	
⑥	鳥獣保護区	鳥獣保護区(特別)内・外	鳥獣保護区外	-	鳥獣保護区のうち、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があると認める特別保護地区を回避する。
			鳥獣保護区(特別保護地区以外)	-	
			特別保護地区を含む	回避	
⑦	埋蔵文化財包蔵地	埋蔵文化財包蔵地を含む・含まない	埋蔵文化財包蔵地を含まない	-	歴史上、または学術上価値の高い埋蔵文化財の包蔵地を回避する。
			埋蔵文化財包蔵地を含む	回避	
⑧	土砂災害危険箇所	土砂災害危険箇所内・外 (土石流・急傾斜地崩壊地・地すべり)	土砂災害危険箇所を含まない	-	急傾斜地の崩壊等の恐れがある土地や土砂災害の発生の恐れがある土地を回避する。
			土石流危険渓流及び危険区域	回避	
			急傾斜地崩壊危険箇所及び危険区域	回避	
			地すべり危険区域及び氾濫区域	回避	
⑨	景観計画区域	景観重点地区、景観地区の内外	景観重点地区、景観地区を含まない	-	市街地等の良好な景観の形成を図るために指定された景観重点地区及び景観地区を回避する。 ただし、景観重点地区については、眺望景観保全地域(眺望領域)を除く。
			景観重点地区(眺望景観保全地域の眺望領域を除く)、景観地区を含む	回避	

# 1. 調査対象抽出条件及び立地回避区域の設定(一覧表)

## (2) 自然的特性

No.	区分	要素	基準	判定	立地回避の考え方
③	河川・湖沼	河川・湖沼内外	河川・湖沼を含まない	-	河川や湖沼を含む地区は、立地を回避する。
			河川・湖沼を含む	回避	

## (3) 社会的特性

No.	区分	要素	基準	判定	立地回避の考え方
①	開発計画	開発許可区域内外	開発許可区域を含まない	-	開発行為が許可された区域は、立地を回避する。
			開発許可区域を含む	回避	
②	交通施設	主要幹線道路(国県道)・鉄道内外	道路・鉄道を含まない	-	道路(計画を含む)及び鉄道敷を含む区域は、立地を回避する。
			道路・鉄道を含む	回避	
③	公園・緑地	公園・緑地・風致地区内外	公園・緑地・風致地区を含まない	-	公園(計画を含む)、緑地、風致地区を含む区域は、立地を回避する。
			公園・緑地・風致地区を含む	回避	

2. 法規制の調査対象抽出条件(案)及び法規制の条文等

No.	区分	要素	基準	判定	立地回避の考え方
①	都市地域	都市計画区域・市街化区域・用途地域	市街化区域	-	第1次選定の条件としない。 市街化区域内については、用途地域毎の建築規制の内容を踏まえて、第2次選定で評価する。
			市街化調整区域	-	
			都市計画区域外	-	
		概要			
都市地域とは、一体の都市として総合的に開発し、整備し、および保全する必要がある地域であり、都市計画法第5条により都市計画区域として指定されることが相当な地域。					
法規制の条文等					
<p>【都市計画法】</p> <p>第一章 総則</p> <p>(都市計画区域)</p> <p>第五条 都道府県は、市又は人口、就業者数その他の事項が政令で定める要件に該当する町村の中心の市街地を含み、かつ、自然的及び社会的条件並びに人口、土地利用、交通量その他国土交通省令で定める事項に関する現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域を都市計画区域として指定するものとする。この場合において、必要があるときは、当該市町村の区域外にわたり、都市計画区域を指定することができる。</p> <p>第二章 都市計画 第一節 都市計画の内容</p> <p>(区域区分)</p> <p>第七条 都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、都市計画に、市街化区域と市街化調整区域との区分(以下「区域区分」という。)を定めることができる。(以下、省略)</p> <p>2 市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね十年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域とする。</p> <p>3 市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域とする。</p> <p>(地域地区)</p> <p>第九条 第一種低層住居専用地域は、低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域とする。</p> <p>2 第二種低層住居専用地域は、主として低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域とする。</p> <p>3 第一種中高層住居専用地域は、中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域とする。</p> <p>4 第二種中高層住居専用地域は、主として中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域とする。</p> <p>5 第一種住居地域は、住居の環境を保護するため定める地域とする。</p> <p>6 第二種住居地域は、主として住居の環境を保護するため定める地域とする。</p> <p>7 準住居地域は、道路の沿道としての地域の特性にふさわしい業務の利便の増進を図りつつ、これと調和した住居の環境を保護するため定める地域とする。</p> <p>8 近隣商業地域は、近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便を増進するため定める地域とする。</p> <p>9 商業地域は、主として商業その他の業務の利便を増進するため定める地域とする。</p> <p>10 準工業地域は、主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するため定める地域とする。</p> <p>11 工業地域は、主として工業の利便を増進するため定める地域とする。</p> <p>12 工業専用地域は、工業の利便を増進するため定める地域とする。</p>					

2. 法規制の調査対象抽出条件(案)及び法規制の条文等

No.	区分	要素	基準	判定	立地回避の考え方
		農業振興地域・農用地区域	農業振興地域外	-	第1次選定の条件としない。 農用地区域については、農用地除外の手続きが必要となる。
			農業振興地域を含む	-	
			農用地区域を含む	-	
		概要			
農業地域とは、農用地として利用すべき土地があり、総合的に農地の振興を図る必要がある地域であり、農業振興地域の整備に関する法律第6条により農業振興地域として指定されることが相当な地域。					
法規制の条文等					
②	農業地域	<p>【農業振興地域の整備に関する法律】</p> <p>第一章 総則 (農業振興地域の整備の原則)</p> <p>第二条 この法律に基づく農業振興地域の指定及び農業振興地域整備計画の策定は、農業の健全な発展を図るため、土地の自然的条件、土地利用の動向、地域の人口及び産業の将来の見通し等を考慮し、かつ、国土資源の合理的な利用の見地からする土地の農業上の利用と他の利用との調整に留意して、農業の近代化のための必要な条件をそなえた農業地域を保全し及び形成すること並びに当該農業地域について農業に関する公共投資その他農業振興に関する施策を計画的に推進することを旨として行なうものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第三条 この法律において「農用地等」とは、次に掲げる土地をいう。</p> <p>一 耕作の目的又は主として耕作若しくは養畜の業務のための採草若しくは家畜の放牧の目的に供される土地(以下「農用地」という。)</p> <p>二 木竹の生育に供され、併せて耕作又は養畜の業務のための採草又は家畜の放牧の目的に供される土地(農用地を除く。)</p> <p>三 農用地又は前号に掲げる土地の保全又は利用上必要な施設の用に供される土地</p> <p>四 耕作又は養畜の業務のために必要な農業用施設(前号の施設を除く。)で農林水産省令で定めるものの用に供される土地</p> <p>第三章 農業振興地域の指定等 (農業振興地域の指定)</p> <p>第六条 都道府県知事は、農業振興地域整備基本方針に基づき、一定の地域を農業振興地域として指定するものとする。</p> <p>2 農業振興地域の指定は、その自然的経済的社会的諸条件を考慮して一体として農業の振興を図ることが相当であると認められる地域で、次に掲げる要件のすべてをそなえるものについて、するものとする。</p> <p>一 その地域内にある土地の自然的条件及びその利用の動向からみて、農用地等として利用すべき相当規模の土地があること。</p> <p>二 その地域における農業就業人口その他の農業経営に関する基本的条件の現況及び将来の見通しに照らし、その地域内における農業の生産性の向上その他農業経営の近代化が図られる見込みが確実であること。</p> <p>三 国土資源の合理的な利用の見地からみて、その地域内にある土地の農業上の利用の高度化を図ることが相当であると認められること。</p> <p>3 農業振興地域の指定は、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七条第一項の市街化区域と定められた区域で、同法第二十三条第一項の規定による協議がととのつたものについては、してはならない。</p> <p>(以下、省略)</p>			

2. 法規制の調査対象抽出条件(案)及び法規制の条文等

No.	区分	要素	基準	判定	立地回避の考え方
③	森林地域	保安林・地域森林計画対象民有林・国有林	地域森林計画対象民有林区域を含む	-	水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため指定された保安林を回避する。
			国有林区域を含む	-	
			保安林区域を含む	回避	
		概要			
森林地域とは、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域であり、森林法第2条第3項に規定する国有林の区域または、同法第5条第1項の地域森林計画の対象となる民有林の区域として定められることが相当な地域。					
法規制の条文等					
<p>【森林法】</p> <p>第一章 総則</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「森林」とは、左に掲げるものをいう。但し、主として農地又は住宅地若しくはこれに準ずる土地として使用される土地及びこれらの上にある立木竹を除く。</p> <p>一 木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある立木竹</p> <p>二 前号の土地の外、木竹の集団的な生育に供される土地</p> <p>2 この法律において「森林所有者」とは、権原に基き森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者をいう。</p> <p>3 この法律において「国有林」とは、国が森林所有者である森林及び国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第十条第一号 に規定する分収林である森林をいい、「民有林」とは、国有林以外の森林をいう。</p> <p>(地域森林計画)</p> <p>第五条 都道府県知事は、全国森林計画に即して、森林計画区別に、その森林計画区に係る民有林（その自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと認められる民有林を除く。）につき、五年ごとに、その計画をたてる年の翌年四月一日以降十年を一期とする地域森林計画をたてなければならない。</p> <p>第三章 保安施設 第一節 保安林</p> <p>(指定)</p> <p>第二十五条 農林水産大臣は、次の各号（指定しようとする森林が民有林である場合にあつては、第一号から第三号まで）に掲げる目的を達成するため必要があるときは、森林（民有林にあつては、重要流域（二以上の都府県の区域にわたる流域その他の国土保全上又は国民経済上特に重要な流域で農林水産大臣が指定するものをいう。以下同じ。）内に存するものに限る。）を保安林として指定することができる。ただし、海岸法第三条の規定により指定される海岸保全区域及び自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第十四条第一項の規定により指定される原生自然環境保全地域については、指定することができない。</p> <p>一 水源のかん養</p> <p>二 土砂の流出の防備</p> <p>三 土砂の崩壊の防備</p> <p>四 飛砂の防備</p> <p>五 風害、水害、潮害、干害、雪害又は霧害の防備</p> <p>六 なだれ又は落石の危険の防止</p> <p>七 火災の防備</p> <p>八 魚つき</p> <p>九 航行の目標の保存</p> <p>十 公衆の保健</p> <p>十一 名所又は旧跡の風致の保存</p> <p>(以下、省略)</p>					

2. 法規制の調査対象抽出条件(案)及び法規制の条文等

No.	区分	要素	基準	判定	立地回避の考え方
④	自然公園地域	自然公園地域(普通・特別)内・外	自然公園地域外		優れた自然風景地である自然公園地域(国立公園、国定公園、県立自然公園)を回避する。
			普通地域を含む	回避	
			特別地域・特別保護地区を含む	回避	
		概要			
自然公園地域とは、優れた自然の風景地で、その保護および利用の増進を図る必要がある地域であり、自然公園法第2条第1項自然公園(国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園)として指定されることが相当な地域。					
法規制の条文等					
<p>【自然公園法】</p> <p>第一章 総則</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 自然公園 国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園をいう。</p> <p>二 国立公園 我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地(海域の景観地を含む。次章第六節及び第七十四条を除き、以下同じ。)であつて、環境大臣が第五条第一項の規定により指定するものをいう。</p> <p>三 国定公園 国立公園に準ずる優れた自然の風景地であつて、環境大臣が第五条第二項の規定により指定するものをいう。</p> <p>四 都道府県立自然公園 優れた自然の風景地であつて、都道府県が第七十二条の規定により指定するものをいう。</p> <p>五 公園計画 国立公園又は国定公園の保護又は利用のための規制又は事業に関する計画をいう。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>第二章 国立公園及び国定公園 第四節 保護及び利用</p> <p>(特別地域)</p> <p>第二十条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の風致を維持するため、公園計画に基づいて、その区域(海域を除く。)内に、特別地域を指定することができる。</p> <p>(以下、省略)</p> <p>(特別保護地区)</p> <p>第二十一条 環境大臣は国立公園について、都道府県知事は国定公園について、当該公園の景観を維持するため、特に必要があるときは、公園計画に基づいて、特別地域内に特別保護地区を指定することができる。</p> <p>(以下、省略)</p>					

2. 法規制の調査対象抽出条件(案)及び法規制の条文等

No.	区分	要素	基準	判定	立地回避の考え方
⑤	自然保全地域	自然環境保全地域(普通・特別)内・外	自然環境保全地域外	-	自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要な自然環境保全地域を回避する。
			自然環境保全地域の普通地区(特別地区及び原生自然環境保全地域に含まれない区域)を含む	回避	
			自然環境保全地域の特別地区、原生自然環境保全地域を含む	回避	
		概要			
自然保全地域とは、良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域であり、自然環境保全法第14条の原生自然環境保全地域、同法第22条自然環境保全地域又は同法第45条第1項に基づく都道府県条例による都道府県自然環境保全地域として指定されることが相当な地域。					
法規制の条文等					
<p>【自然環境保全法】</p> <p>第三章 原生自然環境保全地域 第一節 指定等 (指定)</p> <p>第十四条 環境大臣は、その区域における自然環境が人の活動によつて影響を受けることなく原生の状態を維持しており、かつ、政令で定める面積以上の面積を有する土地の区域であつて、国又は地方公共団体が所有するもの(森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項又は第二十五条の二第一項若しくは第二項の規定により指定された保安林(同条第一項後段又は第二項後段において準用する同法第二十五条第二項の規定により指定された保安林を除く。)の区域を除く。)のうち、当該自然環境を保全することが特に必要なものを原生自然環境保全地域として指定することができる。</p> <p>第四章 自然環境保全地域 第一節 指定等 (指定)</p> <p>第二十二條 環境大臣は、原生自然環境保全地域以外の区域で(中略)、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものを自然環境保全地域として指定することができる。 (以下、省略) (自然環境保全地域に関する保全計画の決定)</p> <p>第二十三條 自然環境保全地域に関する保全計画(自然環境保全地域における自然環境の保全のための規制又は事業に関する計画をいう。以下同じ。)は、環境大臣が決定する。</p> <p>2 自然環境保全地域に関する保全計画には、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 保全すべき自然環境の特質その他当該地域における自然環境の保全に関する基本的な事項</p> <p>二 当該地域における自然環境の特質に即して、特に保全を図るべき土地の区域(以下「特別地区」という。)又は特に保全を図るべき海域(以下「海域特別地区」という。)の指定に関する事項</p> <p>三 当該地域における自然環境の保全のための規制に関する事項</p> <p>四 当該地域における自然環境の保全のための事業に関する事項</p> <p>第二節 保全 (特別地区)</p> <p>第二十五條 環境大臣は、自然環境保全地域に関する保全計画に基づいて、その区域内に、特別地区を指定することができる。</p>					

## 2. 法規制の調査対象抽出条件(案)及び法規制の条文等

No.	区分	要素	基準	判定	立地回避の考え方		
⑥	鳥獣保護区	鳥獣保護区(特別)内・外	鳥獣保護区外	-	鳥獣保護区のうち、鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があると認める特別保護地区を回避する。		
			鳥獣保護区(特別保護地区以外)	-			
			特別保護地区を含む	回避			
		概要					
		鳥獣保護区内においては、狩猟が禁止されるほか、特別保護地区内においては、一定の開発行為が規制される。					
法規制の条文等							
<p>【鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律】  第三章 鳥獣保護管理事業の実施 第三節 鳥獣保護区  (鳥獣保護区)  第二十八条 環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の種類その他鳥獣の生息の状況を勘案して当該鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、それぞれ次に掲げる区域を鳥獣保護区として指定することができる。  一 環境大臣にあつては、国際的又は全国的な鳥獣の保護のため重要と認める区域  二 都道府県知事にあつては、当該都道府県の区域内の鳥獣の保護のため重要と認める区域であつて、前号に掲げる区域以外の区域  (以下、省略)</p> <p>(特別保護地区)  第二十九条 環境大臣又は都道府県知事は、それぞれ鳥獣保護区の区域内で鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図るため特に必要があると認める区域を特別保護地区として指定することができる。</p>							
No.	区分	要素	基準	判定	立地回避の考え方		
⑦	埋蔵文化財包蔵地	埋蔵文化財包蔵地を含む・含まない	埋蔵文化財包蔵地を含まない	-	歴史上、または学術上価値の高い埋蔵文化財の包蔵地を回避する。		
			埋蔵文化財包蔵地を含む	回避			
		概要					
		土地に埋蔵されている文化財としての価値が認められる「遺構」、および、有形文化財としての価値が推定される「遺物」の範囲。					
		法規制の条文等					
<p>【文化財保護法】  第一章 総則  (文化財の定義)  第二条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。  一 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。)並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料(以下「有形文化財」という。)  二 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの(以下「無形文化財」という。)  三 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの(以下「民俗文化財」という。)  四 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物(生息地、繁殖地及び渡来地を含む。)、植物(自生地を含む。))及び地質鉱物(特異な自然の現象の生じている土地を含む。))で我が国にとって学術上価値の高いもの(以下「記念物」という。)  五 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの(以下「文化的景観」という。)  六 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの(以下「伝統的建造物群」という。)  (以下、省略)</p>							

2. 法規制の調査対象抽出条件(案)及び法規制の条文等

No.	区分	要素	基準	判定	立地回避の考え方
⑧	土砂災害危険箇所	土砂災害危険箇所内・外 (土石流・急傾斜地崩壊地・地すべり)	土砂災害危険箇所を含まない	-	急傾斜地の崩壊等の恐れがある土地や土砂災害の発生の恐れがある土地を回避する。
			土石流危険渓流及び危険区域	回避	
			急傾斜地崩壊危険箇所及び危険区域	回避	
			地すべり危険区域及び氾濫区域	回避	
		概要			
都道府県の行う土砂災害危険箇所基礎調査によって指定された土砂災害危険箇所(土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所)、雪崩危険箇所の範囲。					
法規制の条文等					
<p>【土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律】</p> <p>第一章 総則 (定義)</p> <p>第二条 この法律において「土砂災害」とは、急傾斜地の崩壊(傾斜度が三十度以上である土地が崩壊する自然現象をいう。)、土石流(山腹が崩壊して生じた土石等又は溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象をいう。第二十七条第二項及び第二十八条第一項において同じ。) 若しくは地滑り(土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象をいう。同項において同じ。)(以下「急傾斜地の崩壊等」と総称する。) 又は河道閉塞による湛水(土石等が河道を閉塞したことによって水がたまる自然現象をいう。第七条第一項及び第二十八条第一項において同じ。)を発生原因として国民の生命又は身体に生ずる被害をいう。</p> <p>第二章 土砂災害防止対策基本指針等 (基礎調査)</p> <p>第四条 都道府県は、基本指針に基づき、おおむね五年ごとに、第七条第一項の規定による土砂災害警戒区域の指定及び第九条第一項の規定による土砂災害特別警戒区域の指定その他この法律に基づき行われる土砂災害の防止のための対策に必要な基礎調査として、急傾斜地の崩壊等のおそれがある土地に関する地形、地質、降水等の状況及び土砂災害の発生のおそれがある土地の利用の状況その他の事項に関する調査(以下「基礎調査」という。)を行うものとする。 (以下、省略)</p>					

2. 法規制の調査対象抽出条件(案)及び法規制の条文等

No.	区分	要素	基準	判定	立地回避の考え方	
⑨	景観計画区域	景観重点地区、景観地区の内外	景観重点地区、景観地区を含まない	-	市街地等の良好な景観の形成を図るために指定された景観重点地区及び景観地区を回避する。 ただし、景観重点地区については、眺望景観保全地域(眺望領域)を除く。	
			景観重点地区(眺望景観保全地域の眺望領域を除く)、景観地区を含む	回避		
		概要				
		景観行政団体が定めた景観計画区域の内、特徴的に景観を有しており、特に良好な景観の形成を図るべき区域として、条例等で指定した範囲。				
		法規制の条文等				
<p>【景観法】</p> <p>第二章 景観計画及びこれに基づく措置 第一節 景観計画の策定等 (景観計画)</p> <p>第八条 景観行政団体は、都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域における次の各号のいずれかに該当する土地(水面を含む。以下この項、第十一条及び第十四条第二項において同じ。)の区域について、良好な景観の形成に関する計画(以下「景観計画」という。)を定めることができる。</p> <p>一 現にある良好な景観を保全する必要があると認められる土地の区域</p> <p>二 地域の自然、歴史、文化等からみて、地域の特性にふさわしい良好な景観を形成する必要があると認められる土地の区域</p> <p>三 地域間の交流の拠点となる土地の区域であって、当該交流の促進に資する良好な景観を形成する必要があると認められるもの</p> <p>四 住宅市街地の開発その他建築物若しくはその敷地の整備に関する事業が行われ、又は行われた土地の区域であって、新たに良好な景観を創出する必要があると認められるもの</p> <p>五 地域の土地利用の動向等からみて、不良な景観が形成されるおそれがあると認められる土地の区域</p> <p>2 景観計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。</p> <p>一 景観計画の区域(以下「景観計画区域」という。)</p> <p>(以下、省略)</p> <p>第三章 景観地区等 第一節 景観地区 第一款 景観地区に関する都市計画</p> <p>第六十一条 市町村は、都市計画区域又は準都市計画区域内の土地の区域については、市街地の良好な景観の形成を図るため、都市計画に、景観地区を定めることができる。</p> <p>2 景観地区に関する都市計画には、都市計画法第八条第三項第一号及び第三号に掲げる事項のほか、第一号に掲げる事項を定めるとともに、第二号から第四号までに掲げる事項のうち必要なものを定めるものとする。この場合において、これらに相当する事項が定められた景観計画に係る景観計画区域内においては、当該都市計画は、当該景観計画による良好な景観の形成に支障がないように定めるものとする。</p> <p>一 建築物の形態意匠の制限</p> <p>二 建築物の高さの最高限度又は最低限度</p> <p>三 壁面の位置の制限</p> <p>四 建築物の敷地面積の最低限度</p>						